

## 事故給付金制度

防犯活動に取り組む団体のボランティアの方々が、安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故により負傷した場合などに、給付金を支給する制度です。

対象となる活動内容などは下の表のとおりですが、制度の適用を受けるためには、県にボランティア団体として、事前に団体登録申請する必要があります。県で審査のうえ、登録された団体には、防犯に関する情報やイベント情報などを隨時お知らせします。



区分	内 容
支給対象となる活動	<p>支給対象となるのは、神奈川県内において、次の①～⑥のような地域の防犯力向上のための活動を行っている際、又はその活動場所までの往復の途上で発生した事故となります。</p> <p>① 防犯パトロールなどの地域安全活動 ② 学校及び通学路安全確保活動 ③ 防犯キャンペーンなどの防犯に係る広報・啓発活動 ④ 少年非行防止に係る活動 ⑤ ①から④に掲げる活動の実施に係る打ち合わせ会議、講習会 ⑥ その他犯罪防止を目的とした活動であって、神奈川県知事が認める活動</p> <p>※ ただし、次の場合は支給対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 活動者の故意又は重大な過失により生じた事故</li><li>○ 活動者の自傷行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故</li><li>○ 活動者の飲酒運転、無資格運転による事故又は薬物の影響下の事故</li><li>○ 活動者の病気に起因する転倒などによる事故</li><li>○ 天災に起因する事故</li><li>○ 戦争、暴動等による事故</li><li>○ もっぱら団体等の親睦を深めるための行事中及びその往復の途上で発生した事故</li><li>○ その他神奈川県知事が事故給付金の支給にふさわしくないと判断した活動中の事故</li></ul>
支給対象者	<p>事故給付金の支給対象となる活動者は、あらかじめ、県がボランティア団体として登録した団体の活動に無報酬で参加する方です。登録を認める団体は、支給対象となる活動（上記①～⑥に該当）を継続的かつ計画的に実施している自主的団体・グループや自治会・町内会です。</p> <p>ただし、少年補導員、防犯指導員など、県費で保険に加入している方については、事故給付金の支給対象となりません。また、暴力団関係者も支給対象外です。</p>

## 事故給付金の支給額

事故給付金の支給に当たっては、審査を行い、支給の可否を決定します。事故給付金は一時金で、支給額は次の表のとおりです。なお、同一の事故で、県の他の見舞金、弔慰金の支給を受けた場合には、給付金額が減額されます。

区分	金額
死亡	500,000円
負傷	全治1ヶ月以上
	全治2週間以上
	15,000円

給付金は予算の範囲で行います。申請多数で予算枠を超えた場合、お支払いが次年度になる場合がございます。予めご了承ください。

## 団体登録・登録内容の変更方法

### <団体登録の方法>

「安全・安心まちづくり団体登録申請書」（様式1）に必要事項を記載の上、神奈川県くらし安全交通課に、持参、郵送、FAXなどにより提出してください。審査後、登録完了しましたら登録証を発行します。

### <登録内容変更の方法>

代表者の変更や連絡先の変更など、団体登録の内容に変更がある場合は、団体登録変更の手続きが必要です。「安全・安心まちづくり団体登録変更届出書」（様式3）に必要事項を記載のうえ、神奈川県くらし安全交通課に、持参、郵送、FAXなどにより提出してください。

問合せ先： 神奈川県 くらし安全交通課 団体登録担当

電話 045-210-1111（代表） 内線 3562

FAX 045-210-8953

## 事故が発生した場合は

事故が発生し、活動者が負傷した場合などは、速やかに、神奈川県くらし安全交通課にご連絡ください。

事故給付金の申請に当たっては、医師又は医療機関の発行した診断書、団体の活動中の事故である旨の証明書、事故状況の写真などが必要になります。また、定められた申請書の様式がありますので、必ずお問い合わせください。

問合せ先： 神奈川県 くらし安全交通課 事故給付金担当

電話 045-210-1111（代表） 内線 3556



## この場合、給付金の対象？

### <ケース1>

「安全・安心まちづくり団体登録申請書」を8月1日に郵送し、8月3日に申請書が県へ到着した。8月2日のパトロール中、メンバーの1人が転んで骨折をしてしまった。

【説明】 この場合、県の審査・登録が終わっていないので、事故給付金の対象になりません。登録完了した際に、登録証を発行します。

### <ケース2>

防犯パトロールのため、帽子とベストを身に着けて、集合場所まで寄り道することなく歩いていたところ、交通事故に遭って全治3ヶ月の怪我をした。

【説明】 活動場所までの往復途上であっても、事故給付金の対象となる場合があります。ただし、自宅敷地内の怪我などは支給対象外になります。

### <ケース3>

防犯パトロールの後、仲間で懇親会を行い、その帰り道で転んで怪我をした。

【説明】 防犯パトロールと懇親会は別物として考えます。この事例の場合、防犯パトロールからの帰路として取り扱いませんので、事故給付金の対象外です。

そのほか、様々なケースはありますが、支給の可否は審査会において決定されます。

## 給付金申請に必要な書類

【負傷の場合】 申請者：怪我をされたご本人

- ① 事故給付金支給申請書（様式4）
- ② 事故状況報告書（様式5）
- ③ 団体活動証明書（様式6）
- ④ 診断書（様式7）
- ⑤ 事故現場の写真・地図などの資料

【死亡の場合】 申請者：下記別表のとおり

- ① 事故給付金支給申請書（様式4）
- ② 事故状況報告書（様式5）
- ③ 団体活動証明書（様式6）
- ④ 死亡診断書、死体検案書 等
- ⑤ 死亡者と申請者の続柄を証明できる書類  
例) 戸籍謄本又は抄本 等
- ⑥ 申請者の住所地を証明できる書類  
例) 住民票、賃貸契約書 等
- ⑦ 死亡者の収入で生活していたことを証明できる書類  
例) 住民票、送金書、預貯金通帳 等
- ⑧ 死亡者の収入日額を証明できる書類  
例) 給与証明書、源泉徴収票 等

※ その他、事故状況によって提出していただく資料が変わる場合がございます。

### 別表

【死亡の場合の申請者について】

死亡の場合は、申請者は下記ア～ウまでのいずれかに該当する方であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、ア、イ、ウの順序、（イ及びウに掲げる方については、それぞれに掲げる順序）です。申請者より先順位の方がいる場合は、給付金を受けることができません。

- ア 死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- イ 死亡者の収入によって生計を維持していた死亡者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ウ イ以外の死亡者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹